（クラブ・サークル名）規約（例）

第1章　総則

第１条（目的）本団体は、○○○活動を目的として設置する。

第２条（名称）本団体は、名称を○○○○○とする。

第３条（組織）本団体は、愛知県立大学の学生をもって組織する。

第２章　活動

第４条（活動）本団体の活動内容は、次のとおりとする。

（１）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

第３章　部員

第５条（入部）本団体への入部を希望する者は、入部届を部長に提出しなければならない。

第６条（退部）本団体を自らの意思により退部しようとする者は、退部届を部長に提出しなければならない。

第４章　役員及び役員会

第７条（顧問）本団体に愛知県立大学専任教員の顧問を置く。活動に対し教育的立場から指導・助言を行う。

第８条（役員）本団体に、次の役員を置き、役員はCCK会議に参加する。

（１）部長１名

（２）副部長１名

（３）会計１名

（４）主務（マネージャー）○名

第９条（任務）役員の任務は次のとおりとする。

（１）部長１名

部長は顧問と連携を図り、部員の代表として本団体を統括する。

（２）副部長１名

副部長は部長を補佐し、部の運営を円滑にする。

（３）会計１名

会計は部の一切の金銭出納を担当する。

（４）主務

主務は部の活動に関する諸手続を行う。

第10条（選出）役員は、部員の内から選出する。

第11条（任期）役員の任期は、〇月〇日～〇月〇日までの１年とする。

ただし，再任を妨げない。

第５章　会計

第12条（会計年度）本団体の会計年度は、４月１日～３月３１日までの１年とする。

第13条（収益）本団体の会計は、部費、助成金、その他収益をもって支払う。

第14条（会計報告）本団体の会計報告は、CCK会議の承認を受けなければならない。

附則本規約は，CCK会議承認日から施行する。